

震災被災地域の市税の申告・納付等期限延長について

東日本大震災の被災者で、多大な被害を受けている地域の納税者に対して、市税の申告・納付等の期限を延長します。

対象 次のいずれかに住所か主たる事務所を有する納税者

県内 = 旭市・香取市・山武市・九十九里町

県外 = 青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県

延長した納期限は、被災者の状況に応じて今後決定します。このほかの地域に住所か主たる事務所等を有する納税者で、交通事情などにより申告・納付等が困難な場合は、申告・納付等の期限延長が認められますので、ご相談ください。

柏市 収納課 7 1 6 7 - 1 1 2 2